

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼
保育所等入所申込書(新規・転所) ※新規・転所いずれかに○をしてください。

新規か転所のいずれかに
必ず○をつけてください。

(保育部門)、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育をいいます。
(・市外を問わず) 保育所等の在籍が確保されている児童が別の園に転園するための申込みをいいます。
となります。

郵便物の宛名になる保護者名を
記入してください。

国分寺市長 殿

申込日令和 7 年 10 月 1 日

保護者住所 国分寺市泉町 2-2-18

保護者氏名 国分寺 太郎

連絡先
第1希望(自宅・父携帯電話(母携帯電話)) 090(0000)0000
第2希望(自宅(父携帯電話(母携帯電話)) 090(0000)0000
第3希望(自宅・父携帯電話・母携帯電話) ()

受付印	受付者	二次
		保育所
		あり
		なし

次のとおり申し込みます。

ふりがな	氏名	生年月日	令和8年4月1日時点での年齢	歳児クラス
こくぶんじ	じろう	昭和60年 4月 15日	1	歳児クラス
国分寺	二郎			歳児クラス
個人番号				歳児クラス
こくぶんじ	はなこ	昭和71年 7月 23日	0	歳児クラス
国分寺	花子			歳児クラス

標準か短時間のいずれかに
☑してください。

希望どおりに利用できない場合があります。
どれかを選択してください。

☑ 保育標準時間利用
(最長11時間)を希望する。
☐ 保育短時間利用
(最長8時間)を希望する。

保育所名が似ているので、番号、保育所名、居住エリアと合っているか、
記入前に必ず確認してください。記入数の制限はありません。入りたい
順番に記入してください。

希望 保育所等	希望 番号	希望 保育所等	希望 番号
第1希望	37	まなびの森保育園 国分寺 (国分寺市)	第4希望
第2希望	13	まなびの森保育園 ビコ国分寺 (国分寺市)	第5希望
第3希望	9	まなびの森 ぶんじこ保育園 (国分寺市)	第6希望
			36
			あしたの森保育園 (国分寺市)

希望の施設を希望する期間 令和8年 4 月1日から ☑小学校就学期間まで
☐ 年 月 日まで ※保育の実施を必要とする事由により
承諾期間が短くなる場合があります。

現在の入所保育所等名 ※現在の保育所の退所日が決ま
っている場合は、その日付を御
記入ください 年 月 日

2人以上のきょうだいと同時に入所申込みを行う

1. 申込児童全員が同時に同じ保育所等に入
2. 別々の保育所等であっても、申込児童全
3. 入所できるのが申込児童全員でない場合も入所する。

※希望の保育所等によって異なる扱いはありません。(詳細は、国分寺市保育所等入所案内(利用案内編)参照)

1、2番を選択した場合、『調整指数表』25番の加点があります。

2人以上のきょうだいと同時に申込みする場合は、
必ず①～③を選択してください。

申込み時点で認可保育所に在籍しているお子さんは、現在通っている
施設名を記入してください。退所届を提出済の場合は、退所月末日の
日付を記入してください。

入所することを優先して選考します。
のみ入所可能なとき、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。

申込児童の家庭状況 同居の親族を全員記入

ふりがな 氏 名				
こくぶんじ たろう	父	昭和61年 5 月 10 日	大阪に単身赴任中 大阪府大阪市〇〇区〇〇	
国分寺 太郎				
個人番号				
こくぶんじ やすこ	母	昭和61年 7 月 13 日	現在妊娠 ☐ している ☒ していない ※妊娠中の方は、入所費内（利用費）を必ずご確認ください。	
国分寺 保子				
個人番号				
こくぶんじ そのこ	姉	令和3年 6 月 9 日	〇〇幼稚園	
国分寺 園子				
個人番号				
やまと いちこ	祖母	昭和21年 11 月 9 日		
大和 一子				
個人番号				
やまと やすお	おじ	昭和58年 12 月 23 日		
大和 保雄				
個人番号				
個人番号		年 月 日		

※20歳以上64歳以下
なお、65歳以上であ
※生計を一にしている
ください。

・同一住所に住居登録している方は「同居親族」とみなします。（20歳以上65歳未満の場合は、保護者と同様に要件書類（就労証明書、在学証明書など）の提出が必要です。）
・きょうだいのお子さんの在籍施設がある場合は、必ず施設名を記入してください。

※同意事項について

1. 通知書の送付先、世帯員の確認を目的とし、住所及び世帯状況について市が保有する情報を閲覧すること。
2. 利用者負担額の算定等を目的とし、課税状況について市が保有する情報を閲覧すること。
3. 上記2において利用者負担額の算定等に必要がある場合は、子ども・子育て支援法第16条の規定により、他市区町村へ課税状況を照会すること。
4. 利用者負担額（副食費免除に係る情報を含む。）や連絡先等について、入所する特定教育・保育施設等に対して提示すること。
5. 関係書類の記入漏れや内容について、市が本人や勤務先等の関係機関へ照会し、必要に応じて補記・修正をすること。
6. 保護者等の保育を必要とする事由が変更となった場合には、その内容について速やかに市に報告すること。
7. 記載事項が事実と異なる場合又は利用要件がなくなった場合は、利用決定又は利用内定を取り消す場合があること。

私は、以上の内容について同意します。

署名・父 国分寺 太郎

署名・母 国分寺 保子

必ず署名をお願いします。